

# 平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	12	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） <span style="border: 1px solid black;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black;">固定資産税</span> 事業所税 <span style="border: 1px solid black;">その他（都市計画税）</span>		
見直し項目名	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の選定事業として整備される公共荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容（概要）	<p>PFI法に基づく選定事業として、港湾法第55条の7第1項に規定する国の無利子貸付を受け、コンテナターミナルにおいて整備される公共荷さばき施設等に対する不動産取得税、固定資産税及び都市計画税課税標準の特例措置を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の新設の経緯 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度 固定資産税に係る特例措置の新設</li> <li>平成14年度 都市計画税に係る特例措置の新設</li> <li>平成15年度 不動産取得税に係る特例措置の新設</li> </ul> </li> <li>・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税 : (対象) 家屋 (特例措置) 課税標準 1/2</li> <li>固定資産税・都市計画税 : (対象) 家屋・償却資産 (特例措置) 課税標準 1/2</li> </ul> </li> </ul>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第11条第16項、第15条第36項 地方税法施行令附則第7条第19項、第20項、第11条第52項、第53項 〕		
廃止又は縮減の理由	<p>適用実績が少数に留まっているため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用実績 1件</li> <li>・ 減収額 <ul style="list-style-type: none"> <li>17年度 24.2百万円</li> <li>18年度 19.5百万円</li> <li>19年度 25.1百万円</li> </ul> </li> </ul>		
増収見込額	(平年度) 23.1 (単位: 百万円)		